別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・二九
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・二七
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・〇二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二〇・一〇
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一八・九六
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・三〇
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・〇四
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一六・九四
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一五・九四
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・二六
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一二・八三
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・五六
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・四四
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・五五
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・六七
（略）	（略）
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	六・九一
（略）	（略）
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一・八七
（略）	（略）
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・五八
（略）	（略）

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・二六
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二二・二五
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・〇〇
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二〇・〇九
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	一八・九五
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一八・二九
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・〇二
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一六・九三
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一五・九三
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一四・二五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一二・八二
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一一・五五
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一〇・四三
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	九・五四
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・六六
（略）	（略）
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	六・九〇
（略）	（略）
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一・八六
（略）	（略）
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・五七
（略）	（略）